

声 明

本日、環境大臣はPM2.5（微小粒子状物質）環境基準の告示を行った。

本日告示された環境基準は、米国基準と同一の厳しい値となっており、これは世界的な科学的研究の到達点をふまえた説得力あるものとなっており、我々としては大いに評価するものである。

PM2.5環境基準は、各地の大気汚染公害裁判和解で追求され、東京大気裁判和解で「設定も含めた検討」が約束されたことをうけたもので、その後の2年間も含めて、まさに大気汚染被害者とこれを支える市民の運動で勝ちとった成果ということができる。

ところで告示された基準値と対比すると、わが国ではこれまで測定されたPM2.5濃度は、沿道局はもちろんのこと、一般局でも、大都市はおろか地方都市でも軒並みこれをオーバーする値となっている。

したがって我々は、これ以上の被害の発生をくい止め、誰もが安心して吸える空気をとり戻すために、国、環境省ならびに地方自治体において以下の施策を早急に実施することを強く求めるものである。

- ① PM2.5環境基準が設定されたことにより、国は、PM2.5の常時監視が義務づけられ、全国に展開している常時監視測定局（自排局、一般局）でのPM2.5測定が必須となる。そこで、国、自治体は、早急にPM2.5測定体制の整備を実施すること。
- ② あわせて、基準値オーバーが続出する事態をふまえての対策に直ちに着手すること。
この点、まずもって固定発生源、そしてとりわけ移動発生源に対し、より抜本的な対策、規制強化を行うこと。
- ③ さらに、アセスメント技術指針にPM2.5をとりこみ、これをふまえたアセスメント（とりわけ道路アセス）を実施すること。すでにアセスメントを実施済みの計画中の道路計画についても、PM2.5につき追加的にアセスメントを実施すること。
- ④ そして何よりも、今回の基準設定で、全国各地に今なお深刻な大気汚染が存在することが改めて明らかとなった。
これと学校保健統計などで明らかにされているぜん息等の被害の拡大と相まって、国のレベルでの新たな大気汚染被害者救済制度を早急に創設すること。
- ⑤ なお環境基本法第16条3項に基づき、今後最新の科学的知見をふまえたPM2.5環境基準の見直し、改定のための検討を行うこと。

2009年9月9日

全国公害患者の会連合会
大気汚染公害裁判原告団・弁護団全国連絡会議